明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産二六）　一

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、国立大学法人九州大学参加者事前確認公募、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、押収物還付関係　一四
会社その他
会社決算公告　一七

省令

○農林水産省令第二十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十一日

農林水産大臣　坂本　哲志